

議案第 4 8 号

東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について

東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、小学校に教科担任制の町費負担教員を配置するため必要があるからである。

東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する
条例の一部を改正する条例

東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例
(令和4年東郷町条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名中「学級編制」を「指導」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、東郷町立の小中学校における少人数指導及び東郷町立の小学校における教科担任制を実施するために、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員(以下「町費負担教員」という。)の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和6年東郷町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条第1項中「東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例」を「東郷町少人数指導等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例」に改める。

議案の概要

1 改正理由

小学校に教科担任制の町費負担教員を配置するため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 題名を東郷町少人数指導等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例に改めること。（題名関係）
- (2) 町費負担教員の配置の目的を少人数学級編制から少人数指導及び小学校における教科担任制の実施にすること。（第1条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和9年4月1日から施行すること。
- (2) 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、所要の規定を整備すること。